

○ 日本国憲法 ○ 教育基本法 ○ 学校教育法 ○ 学習指導要領 ○ 関係諸法規 ○ 都・区教育目標	学校教育目標 共に生きる子ども □ かしこく □ やさしく □ たくましく	○ 児童の実態 ・素直で意欲的に学び、課題を遂行している。 ・基本的な生活習慣が身に付いている児童が多い。 ・ねばり強く取り組むたくましさが弱い。 ○ 保護者・地域社会の願い ・心身共に健康で豊かな心をもつ子供 ・地域社会の一員として共に生きる子供 ○ 期待される児童像 ・自ら考え、判断し、すすんで実践する子供 ・相手の気持ちを想像して行動する子供 ・あきらめず、ねばり強く取り組む子供			
学校経営方針(学力向上にかかる要点)					
全ての学習において「わかる喜び」「できる楽しさ」を味わうことを指導のねらいとして、基礎・基本の確実な定着と自ら考える力の育成を図る。また、「ねらいを明確にした授業」→「テスト」→「検証」→「授業の見直し・改善」といったサイクルの中で、よりよい授業改善を図る。					
各教科の重点	本校における「確かな学力」	道徳教育の指導の重点			
・基礎・基本の定着を図り自ら課題をもちその解決に向けて意欲的に学習する児童を育てる。 ・学習の状況に応じた指導を行い、個々に応じた指導の充実を図る。 ・体験的活動を充実させ、主体的に学習する意欲を高める。	本校では、児童一人一人の個性や学ぶ意欲を大切にして、基礎・基本の確実な定着を図り、身に付いた知識や技能を生かして自分の考えがもてるよう、教育活動を推進する。そして、人や自然との関わり合いを大切にして豊かな人間性を育むとともに、心と体を鍛え、心身ともに健康な児童を育てることによって、「生きる力」の育成に努める。	・「自他の生命の尊重」「規範意識」「自尊感情の熟成」および本校がさらなる上を目指す「思いやり」に重点を置いた道徳授業の充実を図る。 ・上述のことを身に付けさせた上で、自らの判断で適切に行動できる道徳的実践力をもった児童を育成する。			
総合的な学習時間の指導の重点		特別活動の指導の重点			
・体験的な学習や人との関わりを通して身近な課題に気付かせ、学び方や考え方を指導しながら、自ら探究活動や課題解決に取り組む児童を育てる。 ・地域の施設や人材等を活用した活動を通して自分自身を振り返り、実生活の中で生きる力を育てる。		・たてわり班活動（異学年）を充実させ、人とのコミュニケーション力を育てる。 ・各活動の中で豊かに関わり合うことを通して自己有用感を高め、「共に生きる」意欲を育てる。			
キャリア教育の指導の重点		生活指導の指導の重点			
・児童が学習課題を選択したり自らの将来について考えたりする機会を設定し、自らのよさに気付き、夢や希望をもって生活しようとする意欲を育てる。		・「小竹ミニマム10のルール」の実施と自己評価を通して、基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育てる。 ・人の関わりに重点を置き、「だれにでも気持ちのよい、あいさつや言葉遣いができる児童」を育成する。			
「学校レガシー2020」の構築に向けた取組の推進		外国語活動の指導の重点			
・TOKYOオリンピックやパラリンピック大会に関する授業を行い、興味・関心をもたせ、フェアープレー精神、夢に向かってあきらめない精神を育む。		・1年生から英語に親しむ時間を設定することで英語によるコミュニケーションの楽しさを体験させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。			
本校の授業改善に向けた視点					
指導内容 ・指導方法の工夫	教育課程編成上の工夫	校内における研究や研修の工夫	評価活動の工夫	家庭や地域との連携の工夫	小中一貫教育の視点
○個々に応じた指導の工夫 ・児童の実態を把握し特別支援教育の視点を生かした指導を推進する。 ・繰り返し練習、まとめ、復習による基礎基本の確実な定着を目指す。 ・発展的学习、補充的学習（東京ベーシック・ドリルの活用）を充実させ、自己学習能力を高める。 ・算数の習熟度別少人数指導を通して、児童の関心や実態に合わせた学習を展開する。 ○校内研究（国語科）との関連 ・校内研究の成果を日常の指導に生かす。	○小竹タイムの活用 ・毎週火、水、金曜日の朝の15分間を学習指導の時間に設定し、主に国語と算数の基礎・基本の定着を図る。 ○各教科等の指導時数の確保 ・新指導要領の実施に伴い、さらなる行事等の精選および実施方法の工夫により指導時数の確保に一層努める。 ○生活科・総合的な学習の時間の活用 ・各教科、領域と関連させ、合科的、発展的な学習を展開できるようにする。	○児童の実態と社会の要請に応じた研究・研修 ・国語科の指導を通して、自ら考え、共に学び合う児童の育成を図る。 ○教師の資質を高める研究・研修 ・主幹教諭・主任教諭を講師とした研修会を行い、指導法について研修を深める。 ・教師間の連携を深め日常の教科等の研究を継続的に行う。 ・軽度の発達障害などで学習の理解が進まない児童への指導法を工夫し、個々に応じた指導の実践を進めよう。	○評価方法の工夫と改善 ・児童の自己評価、相互評価を取り入れ、自分のよさや改善点に気付かせるようにする。 ・授業ごと、単元ごとの形成的評価を積み重ね、個々の実態に合わせた指導ができるようにする。 ・適切な評価の仕方を学力向上委員会を中心に定め、共通理解を継続的に行う。 ○評価規準の共通理解 ・学力向上委員会を中心に評価規準の設定・改善を行い、共通理解に努める。	○「開かれた学校」づくり ・学校公開・授業参観・体育発表会等の各種行事や児童活動を公開し教育活動への理解と協力を求める。 ○保護者・地域との連携 ・生活科や総合的な学習における地域巡りや、職業体験活動等での連携を図る。 ・学校評議員やスポーツ組織、安全安心ボランティア等との協力を強める。 ・学校関係者の評価を基に、授業改善に生かす。 ○学校外協力者との連携 ・保護者や専門家等、地域の人材を活用し教育活動の充実を行ふ。	○9年間を見通した指導 ・校区別協議会等の合同研究会を通して、児童生徒の課題や実態を共有し、授業や生活指導に生かす。 ○小小連携 ・旭丘小学校との「小小連携」活動で交流活動を積み重ね、互いの相互理解を図ることを通して、旭丘中学校に進学した際の円滑な交友関係づくりの素地を養う。

授業改善策の検証方法

- 児童・保護者・教職員による授業アンケートを実施し、各教科部会や分掌部会で組織的に授業改善策を検証する。
- 校内研究会・校内研修会において、学力向上に向けた授業改善策を検証する。
- 小竹ミニマム10のルールの児童の自己評価を毎月行い、学習ルールの定着を検証する。
- 各種学力調査の結果から、該当学年児童の学力の伸びなどを検証する。